

## 「建国記念の日」に関する声明

日本歴史学協会は、一九五二（昭和二十七年）一月二十五日、「紀元節復活に関する意見」を採択して以来、「紀元節」を復活しようとする動きに対し、一貫して反対の意思を表明してきた。それは、私たちが超国家主義と軍国主義に反対するからであり、「紀元節」がこれらの鼓舞・浸透に多大な役割を果たした戦前・戦中の歴史的体験を風化させてはならないと信じているからである。しかるに、政府はこのような声明や申し入れにもかかわらず、一九六六（昭和四十一年）年、戦前の「紀元節」と同じ二月十一日を「建国記念の日」に決定し、今日に至っている。

私たちは、政府のこのような動きが、科学的で自由な歴史研究と、それを前提とすべき歴史教育を困難にすることを憂慮し、これまで重ねて私たちの立場を表明してきた。

今日の状況を見ると、現行の中学校歴史教科書の中に、「神武東征」や「神武天皇即位」が歴史記述の流れの中に挿入されているものがあり、行政などの力によりいくつかの自治体でも採択・使用されている。また、一九九九年（平成十一年）年に成立した国旗国歌法は、国旗（日の丸）・国歌（君が代）を定めただけのものであったにもかかわらず、各地の教育委員会による学校式典での「国旗掲揚」・「国歌斉唱」を職務命令や懲戒処分等の手段をもって強制する動きが依然として続いている。

さらに昨年二月二十八日、大阪市は橋下徹市長の提案で国歌斉唱時に教職員の起立を義務づける国歌起立条例を成立させ、大阪府・市教育委員会は、三月と四月には卒業式不起立教員多数を戒告処分にした。しかも、ある府立高校では管理職が起立した教員の口の動きを監視し、唱わなかった教員を報告するという暴挙に出ている。昨年一月十六日の最高裁小法廷の懲戒処分取消訴訟の上告審判決は、職務命令は憲法十九条違反ではないとの見解を維持したものの、懲戒処分としての減給・停職は慎重な考慮が必要との判断を示した。東京地裁や東京高裁は、国歌の起立斉唱命令違反で東京都教育委員会から懲戒処分を受けた教員たちの停職・減給処分を取り消す判決を言い渡したが、戒告を取り消すことは命じていない。

国旗・国歌が戦前・戦中において国民を軍国主義に動員する上で果たした役割を考慮すれば、「国旗掲揚」・「国歌斉唱」の強制が良心の自由・思想の自由の侵害にあたることは明らかである。

以上のように、日本国憲法の保障する個人の内心の自由が脅かされ、教育が国民の国家主義的動員に利用されるおそれはいっそう強まっていることに対して、私たちは深い憂慮を表明するものである。

私たちは、歴史研究・歴史教育に従事するものとして、歴史学はあくまで事実に基づいた歴史認識を深めることを目的とする学問であり、歴史教育もその成果を前提として行われるべきであり、政治や行政の介入により歪められてはならないことを、あらためて強調するものである。

二〇一三年一月二十二日

日本歴史学協会会長

廣瀬良弘

同会学問思想の自由・建国記念の日問題

特別委員会委員長

服藤早苗